

草津栗東行政事務組合職員の懲戒の手続および効果に関する条例

令和4年10月1日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続および効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手続)

第2条 戒告、減給、停職または懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日現在において受けるべき給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、給料に相当する報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年2月17日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。